

Title	<紹介>後藤昭雄著『平安朝漢詩文の文体と語彙』
Author(s)	北島, 紬
Citation	語文. 2017, 109, p. 74-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/73311
rights	
Note	

## Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

## 後藤昭雄 『平安朝漢詩文の文体と語彙』

活動について、とりわけそれが公的性格を持つ場合には、 文体や用語が選択されている。 の目的自体が多種多様であり、その都度それぞれの状況に応じた と言ったところで、当然ながらそれが社会の中で担う役割や執筆 を無視して考えることはおよそ不可能である。また一口に漢詩文 平安朝の司法、行政、外交、信仰、文芸、その他多くの社会的 漢詩文

平安朝漢詩文の「文体」、すなわち内容による文章の様式とその ての論である。 特性についての論であり、Ⅱが詩文に用いられた「語彙」につい 本書はその書名が示す通り、大きく二部から成っている。 I が

以下、 目次に基づいて各章題を示し、 本書の構成を概観してゆ

- 経国の「文」― 文体が担う社会的機能
- 小野篁の「輪台」詠
- 3 2 踏歌章曲考
- 5 『三国祖師影』の讃

4

入唐僧の将来したもの

讃と碑文

- 6 和歌集等を平等院経蔵に納むる記」

北

島 紬

9 8 7

平安朝の願文―

中国の願文を視野に入れて

外交文書としての牒

菅原道真の祭文と白居易の祭文

15 14 13 12 11 10

菅原道真の願文

願文の主語―

-空海の願文

呪願文考序説

諷誦文考 表白についての序章

16 諷誦文論 諷誦文考補

П

18 17 平安朝詩と律令語 菅原道真の詩と律令語

20 19 平安朝詩文の「俗語」 『続日本紀』における中国口語

21 日本の古代文献と中国口語

る雑詩、 I は 『本朝文粋』の分類基準に基づき、平安朝漢詩文を代表す 讃 記、牒、 祭文、呪願文、 表白、願文、

諷誦文及び碑

の十種の文体について論じている。

から、具体的な作品を取り上げて読解してゆく。先行研究を批判 なかで書かれ、どのような機能を担ってきたかについて概説して それぞれの章では、まずこれらの文章がいかなる社会的活動の

しつつ広く用例を引き、

典拠を的確に指摘しつつ語釈、注、

訓読

74

学史および文化史に作品を位置づけて、今後の研究上の利用にもよって、その構成方法や機能などの文体的特徴を明らかにし、文のような精緻な読解、および当該作品の読まれた状況の再現にを加え、必要な場合にはそれらを反映して口語訳も付される。そ

ておく。 交文書としての牒」、「12 呪願文考序説」について簡単に紹介し交文書としての牒」、「12 呪願文考序説」について簡単に紹介し一例として、本書のために新たに書き下ろされた二章「7 外

展望を示す。

南者は元慶元年(八七七)四月に渤海国中台省から日本国太政 官に宛てた牒とその返牒を通釈し、その外交上の役割や古記録類 官に宛てた牒とその返牒を通釈し、その外交上の役割や古記録類 官に宛てた牒とその返牒を通釈し、その外交上の役割や古記録類 官に宛てた牒とその返牒を通釈し、その外交上の役割や古記録類 官に宛てた牒とその返牒を通釈し、その外交上の役割や古記録類 をの関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱っ との関が示され、

例について詳しく論じている。

である。 「原文を網羅的に扱った論稿はなく、今後の研究のための基礎とついて、具体的な本文の読解と合わせて考察している。これまで一覧し、その用いられる場、目的、文体の特徴およびその変化に を者では、仏事に際して用いられる漢文の一つである呪願文を

構成要素として最も基本的なものとなる語彙について取り上げら善以上が文体論の概要であるが、Ⅱでは、平安朝漢詩文における

が峻別された中国において詩文に取り入れられていた口頭語などに用いられた語彙や歴史資料に特有の用語、あるいは文語と口語れている。ただしここでの語彙とは詩語や文章語ではなく、律令

の特殊な用語を指している。

ける口語的語彙が詩文をはじめとした古代文献に取り入れられたすような作詩法がその例である。19章、20章、21章では中国にお安朝詩全体に視野を広げ、律令語摂取の様相を明らかにする。律妄朝詩全体に視野を広げ、律令語摂取の様相を明らかにする。律詩の主題そのものと深く関わっていることを述べる。18章では平詩の主題とのものと深く関わっていることを述べる。18章では平詩の主題との背景に律令語がよく用いられており、発想

正さねばならない思いがする。 正さねばならない思いがする。

、勉誠出版、二○一七年五月、四四○頁、八、○○○円+税)

(きたじま・つむぎ 本学大学院博士後期課程)